

○忍野村フィットネスセンターの設置及び管理等に関する条例施行規則

平成26年8月8日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、忍野村フィットネスセンターの設置及び管理等に関する条例(平成26年忍野村条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続等)

第2条 条例第8条の規定により忍野村フィットネスセンター(以下「フィットネスセンター」という。)を利用しようとする者は、利用券の交付を受けなければならない。

2 フィットネスセンターの回数券を利用しようとする者は、口頭により申請し、回数券(様式第1号)の交付を受けなければならない。

(利用の許可)

第3条 フィットネスセンターを利用しようとする者は、利用券又は回数券の交付をもって利用の許可とし、利用する際は、利用券又は回数券を指定管理者に提出するものとする。

(利用料金の減免)

第4条 条例第12条の規定により利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 公益上必要と認めるとき。
- (2) 公共団体が公用又は公共用として使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による利用料の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式第2号)を指定管理者に提出し、減免許可書(様式第3号)の交付を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請書に還付の額を付記して当該申請者に還付するものとする。

(遵守事項)

第6条 条例第8条第1項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設又は設備を利用するときは、係員の指示に従うこと。

(2) 施設又は設備の毀損及び汚損の防止に努めること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、フィットネスセンターの秩序の維持について指定管理者が定める事項

(周知)

第7条 指定管理者は、条例第6条第1項のただし書及び条例第7条のただし書の規定により、開館時間及び開館日、休館日を変更するときは、あらかじめその旨を周知しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、フィットネスセンターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

忍野村フィットネスセンター	
利 用 回 数 券 (11枚綴り)	
領 収 書	
金額 _____ 円	
忍野村フィットネスセンター利用回数券の代金として 上記金額を受領しました	
指定管理者	領 収 印

忍野村フィットネスセンター
利 用 回 数 券
利用する際に受付員にお渡し下さい。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話

忍野村フィットネスセンター施設利用料金減免申請書

忍野村フィットネスセンター施設利用料金の減免を受けたいので、忍野村フィットネスセンターの設置及び管理等に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、申請いたします。

利用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分				
利用人数	村内	大人 人	小中高生 人	合計	人
	村外	大人 人	小中高生 人		
減免理由					

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

申請者 様

指定管理者

忍野村フィットネスセンター施設利用料金減免許可書

忍野村フィットネスセンター施設利用料金の減免について、忍野村フィットネスセンターの設置及び管理等に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、以下のとおり許可します。

利用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分					
利用人数	村内	大人	人	小中高生	人	合計 人
	村外	大人	人	小中高生	人	
減額・免除の別	減額 免除					
利用料金額	円					
備考						

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊟

電話

忍野村フィットネスセンター施設利用料金還付申請書

忍野村フィットネスセンターの設置及び管理等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、忍野村フィットネスセンターの施設利用料金の還付を申請いたします。

還付申請金額	円
申請理由	
備考	